

## 函館地域経済牽引事業促進協議会規約

### (目的)

第1条 この協議会は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。最終改正平成29年法律第47号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、法第4条第1項に規定する地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）並びに同条第6項の規定による同意を得た基本計画（法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項その他地域における地域経済牽引事業の促進及び地域の成長発展の基盤強化に関し必要な事項について協議を行うことにより、当該地域における地域経済牽引事業の促進及び地域の成長発展の基盤強化のために当該地域の地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 前条の協議会は、函館地域経済牽引事業促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (設置)

第3条 協議会は、次に掲げる者を構成員として設置する。

- (1) 函館市，北斗市，七飯町
  - (2) 北海道
  - (3) 函館商工会議所，北斗市商工会，七飯町商工会
  - (4) 函館地域産業振興財団
  - (5) 北海道大学大学院水産科学研究院
  - (6) 公立はこだて未来大学
  - (7) 函館工業高等専門学校
- 2 協議会で、必要があると認めるときは、法に定める範囲で委員を加えることができる。
- 3 委員は非常勤とする。

### (事務)

第4条 協議会は、その目標を達成するため次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画の作成及び同意基本計画の変更に係る協議を行うこと。
- (2) 同意基本計画に位置づけられた事業の実施に関し必要な事項の協議を行うこと。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、地域経済牽引事業に関し必要な事項の協議を行うこと。

### (役員及び職務)

第5条 協議会に、会長1名、副会長1名、監事1名を置く。

- 2 会長、副会長及び監事は、委員の互選により選任する。

- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告しなければならない。
- 6 会長、副会長、監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 任期の途中において異動等があった場合は、当該者の後任の者が就任するものとする。  
この場合において、その任期は前任者の残任期間とする。

(オブザーバー)

第6条 協議会は、第4条に規定する事務に関し、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

(会議の招集)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

(会議の運営)

- 第8条 会議は委員の過半数の者が出席しなければ、開くことができない。  
ただし、委員の代理出席を認める。
- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
  - 3 会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って決める。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、函館地域産業振興財団に事務局を置く。

(経費)

第10条 協議会の運営費は、負担金その他をもって充てる。

(協議会解散の場合の措置)

第11条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(その他必要事項)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、令和元年5月8日から施行する。